平成１５年（排）第３号

# 排　除　命　令

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本１４０５番地
伊豆ヘルス・ケア株式会社
同代表者　代表取締役　山　根　春　作

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　伊豆ヘルス・ケア株式会社は，同社が営む「伊豆ヘルス・ケアマンション」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示するとともに，同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 平成１３年１月ころ以降に配布したパンフレットにおいて行った，同老人ホームに隣接する協力医療機関が同老人ホームの入居者のために２４時間の医療体制を採っているかのような表示及び平成１３年１１月１日付けの重要事項説明書において行った，同老人ホームに常勤の看護職員を１名配置しているかのような表示は，いずれも事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨

(2) 前記パンフレットにおいて行った，同老人ホームにおいて年１回の健康診断及び希望者を対象とした月２回の健康相談を無料で実施しているかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの価格について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であ

る旨

2　伊豆ヘルス・ケア株式会社は，前項記載の表示に係る「伊豆ヘルス・ケアマンション」と称する有料老人ホームの提供するサービスの内容又は価格についての各表示内容と実際の同老人ホームの提供するサービスの内容又は価格とが適合するように改善措置を講じるとともに，同老人ホームの入居者に当該改善措置の内容を通知しなければならない。この改善措置の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

3　伊豆ヘルス・ケア株式会社は，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームにおいて提供するサービスの内容又は価格について，実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　伊豆ヘルス・ケア株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び通知並びに第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　伊豆ヘルス・ケア株式会社（以下「伊豆ヘルス・ケア」という。）は，肩書地に本店を置き，静岡県賀茂郡東伊豆町において「伊豆ヘルス・ケアマンション」と称する有料老人ホーム（以下「伊豆ヘルス・ケアマンション」という。）を営む事業者である。

2　伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションの入居者の募集に関し，協力医療機関の医療体制，伊豆ヘルス・ケアマンションの職員体制，提供するサービスの価格等を，伊豆ヘルス・ケアが作成する伊豆ヘルス・ケアマンションのパンフレット，重要事項説明書等に記載して，入居希望者に配布している。

3　伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションにおける医療体制について，平成１３年１月ころ以降に配布した「医師と住まう　介護付終身利用型・温泉付伊豆ヘルス・ケアマンション」と題するパンフレットにおいて，「医師と住まう安心」と大きく記載の上，「「伊豆ヘルス・ケアマンション」と「豊寿園温泉医院」は内部廊下続きなので、雨風の日でも苦もなく通院できます。豊寿園温泉医院は２４時間の医療体制ですから緊急・万一の時もスピーディに対応できます。

もちろん通常の医療、健康相談、運動・リハビリ指導など健康をサポートする安心な体制です。まさに、ホームドクターがおそばにいる安心感です。」と，また，「日常医療から終身介護までの充実したケア体制」と大きく記載の上，「●日常の暮らしに関するポイントを「一般のお住まい」と比較してみました。」として，「日常生活に関して、ご質問の多い事項」，「病気の時。」，「深夜などで急病の時は、…。」の項に，一般の住宅の場合と伊豆ヘルス・ケアマンションの場合を比較して，「伊豆ヘルス・ケアマンション」の場合として，「ナースコール完備です。緊急連絡でスタッフと提携医院が連携して対応致します。２４時間対応の医療体制です。（医師と住まう安心です。）」と，さらに，「５：ナースコール（緊急連絡用）」として，「身体の急変、災害緊急の時はナースコールを押してください。伊豆ヘルス・ケアマンション及び豊寿園温泉医院のスタッフが２４時間対応します。」と記載することにより，あたかも，伊豆ヘルス・ケアマンションに隣接する協力医療機関である豊寿園温泉医院が伊豆ヘルス・ケアマンションの入居者のために２４時間の医療体制を採っているかのように表示しているが，実際には，豊寿園温泉医院は，日曜日及び祝日は休診日であり，また，月曜日から土曜日までの診療時間は午前９時から正午までであり，医師の勤務時間は午前９時から午後５時までであって，豊寿園温泉医院は，伊豆ヘルス・ケアマンションの入居者のために２４時間の医療体制を採っていないものである。

4　伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションにおける看護職員の配置について，平成１３年１１月１日付けの重要事項説明書において，「５．主な従業者の概要」として，「看護職員」の項に，「常勤」，「兼務」として，「１名」，「備考（資格等）」として，「准看護婦　１名」と記載することにより，あたかも，伊豆ヘルス・ケアマンションに常勤の看護職員を１名配置しているかのように表示しているが，実際には，伊豆ヘルス・ケアマンションに看護職員を配置しておらず，必要に応じて前記豊寿園温泉医院の准看護師が看護を行っているにすぎないものである。

5　伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションにおける入居者の健康管理体制に必要な費用について，前記パンフレットにおいて，「１：定期健康診断」として，「年１回の定期健康診断を行います。（無料）　検査項目：問診、血圧測定、血液検査、尿検査、胸部及び腹部レントゲン検査、心電図検査」と，また，「３：健康相談」として，「顧問医による定期健康相談（月２回、希望の方のみ）があります。（無料）」と記載することにより，あたかも，入居者に対する定期健康診断と定期健康相談を無料で実施しているかのように表示しているが，

実際には，入居者から，１人当たり毎月７，８７５円を健康管理費として徴収して，これらの費用に充てているものである。

法　令　の　適　用

上記３及び４の事実によれば，伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションにおいて提供するサービスの内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１号の規定に違反し，また，上記５の事実によれば，伊豆ヘルス・ケアは，伊豆ヘルス・ケアマンションにおいて提供するサービスの価格について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同法第４条第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年４月１６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　本　間　忠　良

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘